

平成 19 年 7 月 2 日

各 位

民事提訴事件の一部和解について

株式会社足利銀行（頭取 池田憲人）は、「平成 13 年 3 月期決算における違法配当事案」にかかる損害賠償請求訴訟において、被告みすず監査法人（旧中央青山監査法人）および旧監査役 4 名との間で、宇都宮地方裁判所の和解勧告に従い、本日下記のとおり和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 損害賠償請求訴訟の概要

提 訴 日 平成 17 年 2 月 4 日、平成 17 年 9 月 16 日
事 件 名 宇都宮地方裁判所 平成 17 年（ワ）第 51、477 号（違法配当事件）
（平成 19 年 1 月 31 日 併合）
被 告 柳田美夫、飯塚眞、仲山茂、羽川紀敏、田中隆、長安正、池田壯（旧取締役）
里見繁、沼口菊郎、田島一郎、石嶋吉造（旧監査役）
みすず監査法人（旧中央青山監査法人）
請求金額 1,135,800,000 円

2. 和解の概要

（1）責任の明確化

上記被告のうち、被告みすず監査法人においては、同監査法人が会計監査を行い適法の監査意見を表明した弊行の平成 13 年 3 月期決算に関し、果たすべき役割を全うするに至らなかった責任を認め、弊行に対し和解金を支払うこととしました。

また、被告旧監査役 4 名についても、果たすべき役割を全うするに至らなかった責任を認め、弊行に対し和解金を支払うこととしました。

（2）和解金額

| | |
|--------------|--------------|
| みすず監査法人 | 2 億 5,000 万円 |
| 旧監査役 4 名（総額） | 1,200 万円 |

3. 今後の対応

本件訴訟のうち、みすず監査法人および旧監査役 4 名を除く被告にかかるもの、ならびに別件にて提起している個別融資事案に関する訴訟については、宇都宮地方裁判所にて継続して審理が行われており、引き続き預金保険法第 116 条に基づき、旧経営陣の責任を明確にすべく対応してまいります。

以 上